

都道府県の国民の保護に関する計画の変更について

〔平成22年7月27日  
閣議決定〕

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第34条第8項において準用する同条第5項の規定に基づき、平成22年6月30日付けをもって下記の県の知事から協議のあった国民の保護に関する計画の変更については、政府としては、異議がないものとする。

記

神奈川県  
兵庫県  
鳥取県  
島根県  
福岡県  
佐賀県